

第 38 回 松江藩の切支丹類族の最後

1、信長・秀吉・そして江戸幕府の政策

日本でのキリスト教は織田信長の容認によって布教が広がり、豊臣秀吉も政権初期には容認していました。しかし、天正 15 年(1587)に禁教ではないもののバテレン追放令を出し、宣教師の追放が実施されました。慶長元年(1596)にはいわゆる「日本二十六聖人」といわれるキリスト教徒の処刑が行われました。

江戸幕府も禁教策をとっていましたが、慶長 17 年(1612)には公式なキリスト教禁教政策が始まりました。教会の破壊・布教の禁止・家臣団の切支丹捜査・該当者の改易など「国々御法度」として実施されました。

それでも、日本国内では信仰を持ち続ける信徒が各地に存在し、日本へ潜入する宣教師も後を絶ちませんでした。伯耆・出雲・因幡の国々でも布教が成果を上げていたことが「日本耶蘇会年報」にも書かれています。そして、元和の殉教といわれる弾圧が実施されました。

元和 2 年(1616)に二港制限令、同 6 年(1619)には禁教令を出し宣教師の侵入を防ぎ、信徒の捕縛弾圧を開始しました。元和 9 年(1623)には江戸、寛永元年(1624)には東北・平戸などで信徒の公開処刑などが行われました。

更に寛永 14 年(1637)の島原の乱は幕府に衝撃を与え、以後徹底した信徒発見、棄教の強制が世界で類を見ない制度として実施されました。

五人組制度と寺請制度はキリスト教信徒を地域社会から締め出し、また密告への報奨金を出す訴人報奨制度、そして棄教した者とその家族を見張るための類族改帳が作られました。この類族改帳は棄教したとき誓詞に血判し、本人はもとより親族・子孫まで監視するためのものでした。男系は 6 代まで、女系は 3 代監視され続けました。年 2 回は二季之御届が義務付けられ、類族帳に記載された者が死亡すると宗門改役に申告され、手続きが開始されます。

2、安来町と出雲郷村の信徒

松江藩での信徒は安来町と出雲江(郷)村にいたことが直政の文書と「宣維年譜」「宗衍年譜」で確認されます。

[松江藩切支丹血脈死亡年表\(98kb\)](#)

旧版『松江市史』には寛永19年(1642)の松江藩着任5年後と思われる頃、直政から国家老乙部九郎兵衛・神谷内匠宛文書を掲載しています。それによると「安来で切支丹門徒が見つかったとのことで、油断なくこの方(江戸)へ送るように」と指示し、次いで、この切支丹が堀尾氏時代・京極氏時代に転び(棄教)ながら、また立ち返った者であり、直政は「殊の外能きりしたんときこへ候」、「此者悪ものに候」と批判し、よく調べるように指示しています。さらに「あたかい(出雲郷)にもふしんなる者」がいるとのことだが、一類が「いかほどおおく」とも一度に捕え、家さがしをするよう申しつけて、「今程のきりしたんは中々てぬるく仕候ては」詮索がならぬことになるから相心得て当たるようにと書状に書いています。

3、直政の切支丹への見方

更に年月日は不明ですが、松平直政が国元の村松内膳に宛てて、江戸から帰国の道中で書いたと思われる書状(島根県立図書館蔵)の中で、江戸近くにいた隠れキリシタンが訴人により見つかったことを記し、この切支丹は「種々ばけ物候、人の心をとり油断の所こころかけ候とみへ候」と、切支丹は「ばけ物」で人の心を奪い、油断するところへ取り掛かるのだ、と言うような見方をしています。前出の文書でも、何度も転びながら信仰に帰った安来の信徒の事を「殊の外能きりしたん」と書いていますが、これはおそらく「しぶとい」切支丹であるとの意味なのでしょう。そして、家を探し類族を悉く捕えることを強く指示しています。また、切支丹を出した五人組も入牢させられています。このように幕府の極烈な切支丹追放の政策の中で、直政は追従し、摘発に手を抜いていませんでした。

4、切支丹類族とその絶滅

直政の後、綱隆・綱近・吉透の時代はそれぞれの年譜にも切支丹類族(遺族・余族)の消息について書いてありませんが、5代の宣維年譜には、添付表のように享保9年(1724)~13年(1728)の4年間に、安来と出雲郷の切支丹が死亡したことを記録しています。宗衍年譜には享保17年(1732)から宝暦5年(1755)の間に、今度は実名入りで類族の死が伝えられています。そして松江藩最後の隠れ切支丹が死亡し、その類族が絶滅したのは宝暦5年(1755)と記しています。7月22日条に「22日、雲州に住するところの邪宗の遺属漸漸に病死し、今年に至って全く絶えてげつ無きことを官に告げる。これより先、雲州意宇郡揖屋村に唯邪宗の遺属鳥之助と云う者一人を余すのみ、邪宗本人善右衛門が孫女美通が生む所、今年4月23日75歳を以て病死し、復血脈なし」と書いて松江藩の切支丹類族がいなくなったことを記録しています。

切支丹から転び、類族として監視し続けられた家系は、松江藩では安来と出雲郷にいました。この二家に繋がりがあるかどうかは不明です。安来の切支丹名は「雲州松江秘事」享保11年(1726)9月18日に「安来町に於いて本人同然のミツと申す女相果て塩詰に被仰付江戸表へ御届ケ」と記され(『松江市史』史料編6近世II 727頁)、「宣維年譜」享保11年10月15日に「切支丹遺族の一女子安来の区民に在し病みて死す」と記し、同年11月29付で「切支丹の類族安来町に在し一女子病死す」と記しています。3記録ともに享

保 11 年の記載で、一か月前後の違いですから、安来町のミツの事を記録したものでしょう。安来の類族はこれのみが記録され、後は出雲郷村の喜右衛門一族でした。

5、出雲郷村喜右衛門一族

喜右衛門一族の名が出るのは「雲州松江秘事」正徳 3 年(1713)11 月 15 日に「切支丹本人喜右衛門孫娘相果候節、塩詰ニ被仰付江戸表へ御届」と記され、出雲郷村の一族は切支丹本人が喜右衛門、その子は名前が出ていませんので、男系か女系が解りませんが喜右衛門の孫は 2 人いました(のちに市三郎の妻ミツも喜右衛門孫女と書かれています)。正徳 3 年に亡くなった孫娘と市三郎です。市三郎にはミツという妻があり、その間に松次郎・吉十郎・鳥之助の 3 人の息子、いと・美也という娘がいたようです。安来の切支丹類族の女子はミツと記されています。市三郎の妻が満通(ミツ)、更に喜左衛門孫女美通(ミツ)と 3 人のミツが記載されています。この 3 人の内、満通と美通は同一人と思われませんが、安来のミツは享保 11 年に亡くなり、市三郎の妻満通は享保 17 年に亡くなっていますから、同名「ミツ」は二人存在したと思われま

す。喜右衛門の孫たちが正徳 3 年～宝暦 5 年(1713～1755)の 40 余年の間に 70 歳を超えて亡くなりその後血脈はなくなりました。禁教令が出てから 136 年が経ていました。その外、出雲郷村には余族総吉がいて、その娘フリが亡くなったことが寛保 3 年(1743)に記載されていますが、喜右衛門一族と関連があるかどうか不明です。このように女は 3 代監視されましたし、男は 6 代目までとなっていました、3 代目の鳥之助が亡くなり 6 代まで続いていません。この一族にとっては過酷な 136 年間だったことでしょう。

6、類族の死後の扱い方

類族とされた者の死後の扱い方については「雲州松江秘事」に書かれています。基本的にまずしなければならないことは江戸への報告でした。御国宗門奉行から江戸の同役へ連絡しなければなりません。その前に本人が亡くなったら郷組足軽・下郡・宗旨庄屋・与頭・庄屋・年寄が立ち会いで死亡を確認し、郡奉行を経て宗門奉行へ通じます。そして江戸への報告が行われます。江戸から返答があるまで、葬儀らしきことはできません。死体は「塩詰」にされて、旦那寺へ預けられるのです。

江戸へ御用状と共に添付される書類は 1.訴書(死亡したことを記す)2.明細書(病中の様子を医師等からの聞き取り)3.旦那寺よりの請取証文(塩詰預りの旦那寺発行)4.其外看病人からの聞き取り書などの書類が整えられました。

本人同然とみなされた類族は土葬での葬儀が許されず、火葬にされました。切支丹にとって火葬は禁忌とされていたから、死後をも否定されることになったのです。江戸からの返答があったのち葬儀がされたのでしょうか、それはどのような葬儀だったのでしょうか。そこまで書いたものはありません。